

「子どもの貧困対策の推進に関する法律」改正のポイント

【変遷】

平成25年6月19日成立→平成25年6月26日公布→平成26年1月17日施行

令和元年6月19日 一部を改正する法律公布→令和元年9月7日施行

令和4年6月22日 一部を改正する法律公布→令和5年4月1日施行

〔今回改正〕令和6年6月26日 一部を改正する法律公布

→公布日より三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【法律名】

「子どもの貧困対策の推進に関する法律」から、「**こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律**」に変更

【すべての法文】

「子どもの貧困対策」から「**こどもの貧困の解消に向けた対策**」に変更

【目的】

- 「子どもの現在及び将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう」から、「**貧困により、こどもが適切な養育・教育・医療を受けられないこと、多様な体験の機会を得られないこと、権利利益を害され、社会から孤立することのないよう**」と変更し、目的を明確化(第1条)
- 「児童の権利条約の精神」に加え、「**日本国憲法第二十五条(生存権)、こども基本法の精神にのっとり**」が追記(第1条)

【基本理念】

- 「現在のこどもの貧困を解消しつつ**将来のこどもの貧困を防ぐこと**」が新設(第3条2)
- 「**妊娠から出産まで、おとなになるまでの支援が切れ目なく行われるよう**」が新設(第3条3)
- 「**こどもの貧困が家族の責任に係る問題としてのみ捉えられるべきものではなく、国民の理解を深めることを通じて、社会的な取組として推進**」が追記(第3条5)

【基本的施策】

- 貧困の指標に「**ひとり親世帯の養育費受領率**」が追記(第9条2二)
- 大綱作成には「**こどもや家族、学識経験者、民間団体などの意見を反映**」が復活(第9条3)
- 教育支援には「**こどもに対する学校教育の充実**」、「**学校教育の体制の整備**」が追記(第11条)
- 生活支援の対象は「子ども・保護者」から「**こども・その家族**」に変更。「**住居の確保・保健医療サービスの利用の支援**」が追記(第12条)
- 保護者の就労支援には「**雇用の安定**」が追記(第13条)
- 経済的支援には「**こども・その家族の生活の実態を踏まえ**」が追記(第14条)
- 民間団体の活動支援として「財政上の措置その他必要な施策を講ずる**」が新設(第15条)

○調査研究の事項に「**こどもの貧困の実態、貧困の指標、こども・家族の支援の在り方、こどもの貧困を防ぐための施策の在り方、地域の状況に応じた対策の在り方**」が新設(第16条)

【主な附帯決議】

- こどものみならず、その家族さらには若者世代を含めて衣食住に困る等の生活困窮、十分な医療を受けられないこと等がないよう貧困の解消に向けた対策を実施すること**
- 相対的貧困率が著しく高いひとり親家庭を対象とした多面的な支援に取り組むこと**
- 養育費の更なる履行確保に向けた強化を図ること**
- 地域間格差生じないよう、各地方公共団体における支援体制の強化を図ること**
- こどもの貧困の解消に向け、こども家庭庁の体制の強化を図ること**